

**ハンドル形電動車いす（シニアカー）購入の補助を行います**自動車運転免許証を
自主返納された方対象

高齢者等の自動車運転免許証の自主返納を促進し、高齢者等の交通安全の推進を図るため、シニアカーの購入の補助を行います。

【補助金額】 上限 10万円（購入費の1/2）

【受付開始】 令和3年7月1日から

【補助対象者】 （1）町内に住所を有する方 （2）自動車運転免許証を自主返納した方
（3）この補助の他にシニアカーに関する補助を受けていない方

【補助対象製品】 日本工業規格（JIS）T9208に該当する製品。

【申請方法（申請の流れ）・提出書類】

①購入される前に事前の申請が必要です。

<提出書類> ●補助金交付申請書 ●運転経歴証明書の写し、又は申請による運転免許の取消通知書の写し ●見積書の写し ●日本工業規格（JIS）T9208に該当すると確認できる書類
●納税確認同意書

②申請後に交付決定通知を受けてから購入してください。

③購入後に、●請求書 ●納品書 ●領収書を提出してください。

【申請期間】 令和4年3月31日まで（期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了します。）

【提出先】 企画課、各支所総合窓口室

詳細は、大山町ホームページをご確認ください。

※令和3年4月1日から令和3年6月30日までに購入された方も対象となる場合があります。詳しくは企画課（☎0859-54-5202）へお尋ねください。

**高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種費用の助成を行っています**

肺炎は、日本人の死亡原因の上位で、肺炎によって亡くなる方の95%が65歳以上の高齢者です。肺炎の原因で最も多い肺炎球菌による感染と重篤化を防ぐため、接種費用の助成を行っています。

接種対象者へ4月に受診券を送付していますので、接種を受けましょう。

◆接種対象者

①年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方

年齢	対象生年月日
65歳	S31.4.2～S32.4.1
70歳	S26.4.2～S27.4.1
75歳	S21.4.2～S22.4.1
80歳	S16.4.2～S17.4.1
85歳	S11.4.2～S12.4.1
90歳	S 6.4.2～S 7.4.1
95歳	T15.4.2～S 2.4.1
100歳	T10.4.2～T11.4.1

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方、日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方

◆接種期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

◆自己負担額

3,000円（生活保護受給世帯の方は無料）

◆その他

* 予防接種法の規定により、過去に定期接種または任意接種で成人用肺炎球菌ワクチンの接種を受けた方は、定期接種の対象外となります。

* 新型コロナワクチンの接種前及び接種後に、他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおいてください。

☎ 健康対策課 ☎0859-54-5206